

改正障害者差別解消法周知・啓発のための事業所内研修動画作成業務 仕様書

1 事業名

改正障害者差別解消法周知・啓発のための事業所内研修動画作成業務

2 委託業務履行期限

令和7年3月19日（水）

3 業務内容

令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨を学び、業務の中で障害の特性に合わせた合理的配慮等の対応方法を身につけることができる、民間事業者の社内接遇研修等で活用するための教材（動画）を作成すること。

(1) 動画の本数及び想定時間

①本数：1本以上

②想定時間：動画の趣旨や目的を踏まえた時間とする

(2) 想定する研修対象

企業や団体（民間、行政等含む）等、障害者差別解消法における事業者

(3) 動画の活用方法

兵庫県の動画を配信する「ひょうごチャンネル」（兵庫県インターネット放送局）において配信する。このほか、企業や団体等の求めに応じて、配布を行う。なお、配信は業務に含まない。

(4) 動画の概要

ア 障害者差別解消法の概要を、同法が定める「障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の不提供の禁止」を中心に、事業者にわかりやすく伝えること。

イ 特に「合理的配慮の提供」については、具体的なケーススタディを示すことで、視聴した事業者が業務の中で合理的配慮を提供する際の参考となるような内容とすること。

ウ その他、国（内閣府等）及び兵庫県が実施している障害者差別解消に関する施策のうち、事業者の障害者差別解消の理解に資すると考えるものについて、適宜紹介すること。

(5) 参考資料

兵庫県作成事業者向けリーフレット「聞くこと工夫することからはじめる-合理的配慮の提供とは-」を参考資料として提供する。

その他、内閣府WEBサイト内「障害を理由とする差別の解消の推進」

(<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>) に掲示されている各資料も適宜参照すること。

(6) 納品

動画データは、USBメモリにより令和6年3月19日までに納品すること。納品にあたり必要なメディアについては、受託者が調達すること。

(7) 実績報告

契約期間終了日までに、総事業費を整理し、事業全体の実績報告書を提出すること。

4 その他の留意事項

(1) 実施体制

ア 受託者は、本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は、委託者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。

ウ 受託者は、本業務の全部又は主要部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託し又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者の承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対しすべての責任を負うものとする。

(2) 秘密保持等

ア 本業務又は付随する業務において、知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

イ 個人情報の漏洩に伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

ウ 秘密保持は、業務終了後の有効に存続する。

(3) 著作権等

ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。

イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権等の処理を済ませた上で納品すること。

(4) その他

ア 本業務に関する必要な経費は契約金額にすべて含むものとする。

イ 本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときは、業務の進捗状況について報告を求めることができる。

ウ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と受託事業者が必要に応じて協議するものとする。

エ 災害等の不可抗力によって委託業務の実施が著しく困難となったときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、委託者及び受託者は協議の上、その実施方法等を変更できるものとする。